

豊田  
法人会  
だより

法人会

## 消費税期限内納付

推進運動

省資源・環境保護に努めましょう！

○この冊子は再生紙を使用しています。 ○ホッチキスは不燃物のため、製本に使用していません。

※写真は昨年のものです。  
中央のリボンはテーマの「結」を表しています。

イルミネーション  
上郷駅前

上郷支部のご紹介

P12



# 税に強くなろう。 私たちは、 法人会です。

豊田法人会は  
公益社団法人に  
なりました。

豊田法人会は、昭和26年4月創立、昭和51年5月に社団法人となり、平成25年3月21日付で愛知県知事から公益社団法人として認定され、同年4月1日の移行登記により、新たに公益社団法人豊田法人会としてスタートいたしました。

豊田法人会は、60年余の活動の歴史と伝統の誇りを大切に、今後とも税や地域の活性化に寄与する公益事業活動に積極的に取り組んでまいります。

## 公益社団法人の特徴

- 法人会の事業活動に、会員以外の方の参加の機会が増えたこと。
- 税や社会貢献などの公益目的事業を主たる活動とすること。
- 事業運営の透明性の確保がより求められること。
- 会員に賛助会員の区分ができること。

\*旧準会員の内、「支店、工場、営業所等」については、賛助会員となり総会での議決権の行使はできなくなります。

公益社団法人  
**豊田法人会**  
<http://www.toyotahojinkai.or.jp>

NEW  
ポスター



法人会のポスターが変わりました。

## C 目次 CONTENTS

平成26年度税制改正要望事項	
平成26年度税制改正に関する提言	1
平成25年度の年末調整／説明会開催日程	7
豊田法人会活動報告／2013産業フェスタ	8
青年部会活動報告	9
女性部会活動報告	10
支部紹介／上郷支部	12

豊田署よりお知らせ	14
市民税課よりお知らせ	15
知っていて得する税に関するQ&A	16
行事予定／新会員の紹介	20
登記事項等異動連絡票	21

## 平成26年度 税制改正要望事項

# 第30回 法人会全国大会 (税制改正要望大会)

青森大会

平成25年10月3日(木)  
リンクステーションホール青森

平成26年度の法人会全国大会が、去る10月3日(木)全国から関係者が多数出席する中、青森県で開催された。第1部では、(株)東レ経営研究所特別顧問の佐々木常夫氏による記念講演が行われた。続いて第2部の式典では、全国法人会総連合(以下「全法連」)池田弘一會長の挨拶、及びご来賓様からご祝辞を頂戴した。その後、全法連・池田弘一會長より「平成26年度税制改正に関する提言」の趣旨説明等があった。提言事項の要約は次のとおりである。



## 基本的な課題

# I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

### 1 社会保障制度のあり方に対する基本的な考え方

- わが国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。  
その財源を公費負担に頼ることになれば、いくら増税しても追いつかない。
- いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担をしていくかが極めて重要である。
  - (1)年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済のスライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。
  - (2)医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。また、急増が見込まれる給付については、診療報酬(本体)体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化するなど思い切った抑制を図る。
  - (3)介護保険については、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
  - (4)生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また、生活保護受給者の自立を高めるための雇用支援も重要である。
  - (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。
  - (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 2 消費税率引き上げに伴う対応措置

- 消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要である。
  - (1)価格改定プロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。
  - (2)事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。  
また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
  - (3)低所得者対策として実施が見込まれている「簡素な給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

### 3 財政健全化に向けて

- (1)財政健全化目標の達成は増税や税の自然増収のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠。そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政規律が必要である。
- (2)消費税率の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要にならうが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。
- (3)国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与える、成長をも左右すると考える。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

### 4 行政改革の徹底

- 消費税引き上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だが、国民に痛みを求めるに変わりはない。また、行政改革の徹底は消費税引き上げの前提ともなっている。
- 「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削るのは当然である。

## 5 今後の税制改革のあり方

- 社会保障と税の一体改革では消費税の引き上げのほか、所得税では最高税率の引き上げ、資産税については相続税の最高税率の引き上げと基礎控除の引き下げが行われた。しかし、最高税率引き上げなどには消費税引き上げに対する反発を緩和する側面が指摘されるなど、税制抜本改革と位置付けた割には体系的議論を欠いた印象が強い。
- 今後の税制改革に当たっては①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれらがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化などにどう対応するかという視点を踏まえ、法人税や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

## 6 共通番号制度について

- マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。
- また、個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘する。

# II 経済活性化と中小企業対策

## 1 法人税率の引き下げ

- 法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられたが、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われ、税率格差は依然として解消しない。
- こうした状況が続ければ、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。
  - (1) 法人実効税率20%台の実現
  - (2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

## 2 中小企業の活性化に資する税制措置

### (1) 中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等

「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置は本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。

- ① 中小企業投資促進税制の拡充
  - ・特別償却率および税額控除率の大幅な引き上げ
  - ・対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める
  - ・税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

平成26年度 税制改正に関する提言(要約)

## 基本的な課題

### (2) 交際費課税の見直し

平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限(平成25年度末)の延長を求める。また、資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。

### (3) 役員給与の損金算入の拡充

- ① 役員給与は原則損金算入
- ② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認める

## 3 事業承継税制の拡充

○わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

### (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

- ① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ
- ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
- ③ 対象会社を拡大する

### (2) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

## III 国と地方のあり方

○地方分権は、地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何よりも重要である。にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自ら身を削る行革努力が極めて不足しているといえる。

○地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを通じて責任を自覚することが極めて重要だろう。

### (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。

### (2) 行財政改革を行うために、例えば「事業仕分け」のようなわかりやすい手法を広く導入すべきである。

### (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。

### (4) 地方議会は大胆にスリム化とともに、高すぎる議員報酬の一層の削減を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。

### (5) 身近な行政サービスを行う地方には安定的財源が必要であり、景気による変動や地域による税収偏在の大きい税制は望ましくない。現在の地方法人二税に大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

## IV 震災の復興

○被災地の復興については、一定の対応措置が講じられたものの、いまだ不十分である。予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。

## V その他

1. 環境問題に対する税制上の対応
2. 納税環境の整備
3. 租税教育の充実

### 税目別の具体的意見

#### 所得税関係

1. 所得税のあり方
  - (1) 基幹税としての財源調達機能を回復すべき
  - (2) 各種控除制度の見直し
  - (3) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき
2. 少子化対策
3. 金融所得一体課税の拡充

#### 相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき

#### 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
  - ① 宅地の評価は収益還元価格で評価すべき
  - ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直すべき
  - ③ 債却財産については、非課税となる範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき
  - ④ 土地の評価は行政の効率化から評価体制は一元化すべき
2. 事業所税は二重課税であり、廃止を求める
3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない
4. 法定外目的税は法人に対して安易に課すべきではない

#### 法人税関係

1. 同族会社の留保金課税制度の廃止
2. 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲
3. 知的財産権に起因する所得に対する軽減措置

#### 消費税関係

1. 消費税の滞納防止

#### その他

1. 配当に対する二重課税の排除
2. 電子申告の推進について

# 提言 手交

平成26年度税制改正に関する提言を  
10月末頃に当会落合宏行税制委員長が  
次の方々に手交しました。

衆議院議員

古本伸一郎

衆議院議員

八木哲也

豊田市長

太田稔彦

みよし市長

久野知英

豊田市議会議長

杉浦弘高

みよし市議会議長

近藤鉄男



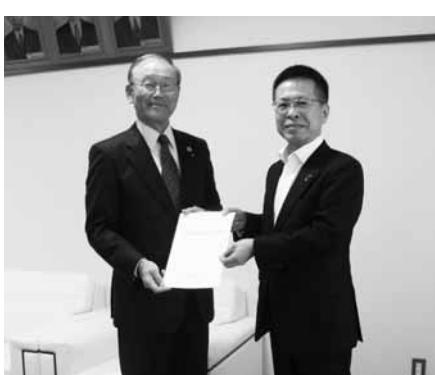
古本衆議院議員 ※写真は代理人



八木衆議院議員 ※写真は代理人



太田市長



久野市長



杉浦議長(中央) 庄司副議長(左)



近藤議長 ※写真は代理人

平成25年分の

豊田税務署から  
ご案内

# 年末調整等説明会

本年も年末調整の時期が近づいてまいりました。つきましては、年末調整等の具体的な事務手続きなどについて、下記の日程で説明会を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、ご出席の際には、11月上旬に郵送でお届けする「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご持参願います。

## 日程表

開催月日	開催時間	開催場所	対象者
11月18日(月)	13:30~15:30	みよし市役所 3階研修室 みよし市三好町小坂50	みよし市の方
11月19日(火)	10:00~12:00	豊田市民文化会館 (小ホール) 豊田市小坂町12-100	豊田市の方で住所地 町名の先頭が 「あ」~「た」の方
	14:00~16:00		豊田市の方で住所地 町名の先頭が 「ち」~「わ」の方

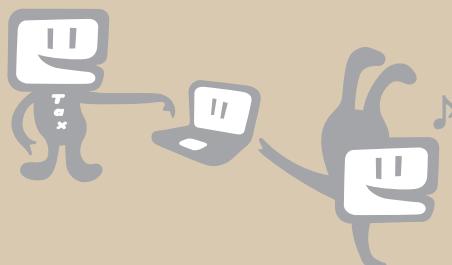
年末調整は…

きっちり確認!

しっかり控除!

にっこり家族!

年末調整では、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、保険料控除などの控除が受けられますので、扶養控除等申告書などを提出して、これらの控除を正しく受けてください。



ご不明な点は豊田税務署 源泉所得税担当までお問い合わせください  
**TEL 0565-35-7779 (直通)**

# とよた産業フェスタ

Toyota city Industry Festa

9月28日(土)29(日)  
於 豊田スタジアム

## 出展

## 社会貢献活動

昨年に引き続き、豊田法人会は9月28日・29日に行われたとよた産業フェスタにて、社会貢献を目的とした出展をしました。

女性部会はチャリティ呈茶、青年部会では租税教室を行いました。それぞれ多くの人にご来場いただき、社会貢献だけでなく、豊田法人会のアピールにもなる活動となりました。お手伝いいただいた女性部会、青年部会の皆さん、大変お疲れさまでした。

## チャリティ呈茶 (女性部会)



## 租税教育 (青年部会)



# 青年部会

活動報告

私たち青年部会は「税法、経理、経営」の相互研究や会員相互の啓発・親睦を目的としています。次代を担う若手経営者の方、中堅幹部社員のみなさん、我々と共に新しい未来に向け研鑽していきましょう。

新入会員  
募集中!

《年会費》3,000円  
《資格》  
豊田法人会員である法人に属した50歳以下の

●詳しくは法人会事務局まで。

## 講演会 2013.8.28(水) 15:30~

講師 殿岡 良美  
とのおかげ



今回の青年部主催の講演会には、講師に殿岡良美氏を迎えて、ソーシャルメディアを中心にマーケティング、これらのビジネス方法など、とても興味深いお話を聞くことができました。

小島副会長をはじめ、多くの方に参加していただき、ありがとうございました。



## 租税教育 2013.9.28(土) 29(日)

### とよた産業フェスタで 租税教育

昨年に続き、今年もとよた産業フェスタで租税教育の一環として税金クイズ等を行いました。

今回はまだ2回目の開催という事もあり、不慣れな事も多くありましたが、部会員の協力のもと無事に終えることができました。

ぜひ、これを機会に多くの子どもたちに税に対して関心を持ってもらいたいです。

お手伝いいただいた部会員の皆さん、大変ありがとうございました。



# 女性部会

活動  
報告



花水木  
女性部会の花

## サマー講座

平成25年8月23日

## 豊田税務署長をお迎えして

8月23日、恒例のサマー講座が今年も多数のご出席をいただき、開催されました。

この7月に豊田税務署長としてご着任されました山田鉱治様から、第一部としまして「相続税について」のご講義を拝聴いたしました。

穏やかで温厚なお人柄に女性部会員も親しみを感じたこと思います。これからも御指導よろしくお願ひいたします。

第二部では、音楽鑑賞としまして「ピアノとチェロ」の演奏を楽しみました。今年の猛暑に悲鳴をあげておりました心と身体に若いお二人のさわやかな演奏がスゥ～っと通りぬけ、優雅で心地よいひとときを送ることができました。

加藤 清美



## ふれあい メッセージ



原田貴恵子

### もう一度かなえられたら！(私事ですが)

若い頃より念願だった海中ダイビングでしたがチャンスが無く～その後、子供達もそれぞれ社会人に、結婚したり そんな頃、心にポツカリ穴が開いてしまい、元気を出さなければと。夢でもあったダイビングと思い、フツフツと気持ちが涌いてきて49歳で「PADI オープンウォーター：アドバンス：ライセンス」取得 ダイバーの仲間入り 国内、国外 など、ダイビングする事ができました。海の中の素晴らしい景色、コバルトブルー・エメラルドグリーン・透明度よく、綺麗なサンゴ礁(まるで花畠のよう)海草、熱帯魚、ナポレオン、サメ、ツノダシ、ヤッコエイ、ジャイアントシャコガイ、ハタタテダイ、他にもめずらしい可愛い熱帯魚数多く、まったく音のない世界を、見たり感じたりする事ができました。ナイトダイビングでは昼間と又随分違い、懐中電灯で照らされる海の中は視界が狭く、夜行性の生き物の目が、光り随分ドキドキもしました。船上では満点の星。人生のひとこまにちょっぴり経験できた事が、今でも、もう一度できたらと、年齢、体力、気力、エネルギーに問題がありますが、あわい夢をみています。

## 社会貢献活動 平成25年9月24日

### 秋の交通安全運動に参加

今年も秋の全国交通安全運動が一斉に行われました。

女性部会も昨年同様に「国道284号線 3,000人立哨」に参加致しました。

例年、多数の会員の方々にご協力いただき、ありがとうございます。

女性部会では今後も地域社会の交流を深め、積極的に参加したいと思います。

事務局



## シンボルマーク

このマークは、女性部会の8ブロックの強い絆を表現しています。

### 社会貢献活動

平成25年9月28日(土) 29(日)

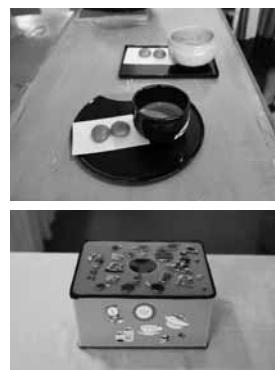
## チャリティ呈茶 於:とよた産業フェスタ2013

9月28(土)、29(日) 豊田スタジアムに於いて、今年もとよた産業フェスタ2013が開催されました。

好天気に恵まれ、大勢の方々が来場されました。今年8月に誕生した「とよたPR大使」「ミス百万石」や日本の最先端技術で装着型ロボット、3Dプリンタ、東日本復興支援サンマ、豊田市のゆるキャラ大集合、ご当地グルメの王座を決める「第3回おいでんグランプリ」など、まだ他にもたくさんのお催し物がありました。

私たち女性部会は昨年同様にお茶席を設けました。場所は建物の中なので熱くはなく、お抹茶の接待ができました。用意した「おまんじゅう(1,000人分／2,000個)」も2日目には無くなり、急きょ追加の状態(近くのお店に買い出し)でした。でも、それだけ多くの方がお抹茶を飲みに来ていただけた事はたいへんうれしい事ですね。(中には一人で2、3杯飲まれた方もみえたそうです)

このチャリティ呈茶に集まった募金は今後、役員と協議しまして社会福祉施設にする予定です。  
永野



# 上郷支部紹介



上郷支部長  
高野正博

## 支部の紹介

豊田法人会上郷支部は会員240名です。

主な活動として年3回の支部委員会、税務研修会と講演会を各1回開催しております。

昨年は元中日ドラゴンズの藤波行雄氏に「我がプロ野球人生」と題して講演いただきました。

また、最近は上郷地区を流れる川をきれいにする活動「家下川クリーン大作戦」への支援や、「三河上郷駅前広場イルミネーション事業」への協力など地域貢献活動にも力を注いでおります。

今後も地域とのつながりを大切にし、会員数の増加を目指して、積極的な活動を進めていきたいと思います。

## 取組み

地域  
貢献活動

上郷支部が力を注いでいる地域貢献活動を紹介します。



## 三河上郷駅前広場イルミネーション事業



※写真は昨年のものです。

平成25年11月23日(土)～

平成26年2月21日(金)予定

※この活動は地域の防犯にも役立っています。

## 家下川クリーン大作戦



皆さんの協力で少しづつ川がきれいになってきました。  
この活動は続けていきたいと思っています。

# 四季の みどころ

上郷支部には四季によりいろいろな顔を見せてくれる史跡やお寺が多くあります。ぜひ、散策してみてください。



この案内板は  
上郷コミュニティセンター等に  
あります。



## 三連水車

明治用水沿いの豊田安城自転車道の途中に、今ではほとんど見られなくなった大型の水車が3つ並んでいます。

現役ではなく、併設の「明治緑道 水車公園」のシンボルとしてゆっくりと回っています。付近は田園が広がり、癒しスポットになっています。



## 行福寺のしだれ桜

行福寺にはしだれ桜が2本あり、豊田市の名木にも指定されています。推定樹齢250年を超える桜の古木は大変珍しく、寺だけでなく地域の大切な財産、との機運の高まりもあり、「行福寺しだれ桜保存会」も発足されています。桜の花の咲く春はもちろんの事、冬の雪景色の風情はまた格別です。

# 豊田警察署生活安全課 からのお知らせ



## 年末に向け、大掃除だけでなく ここでぜひ、防犯対策を！

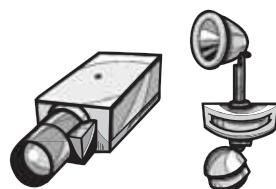
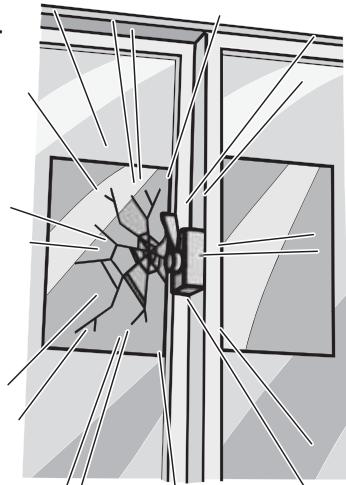
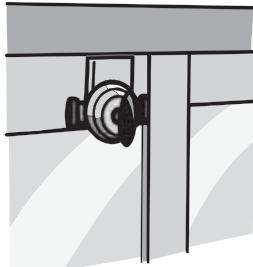
今回は、豊田警察署管内において、  
**昨年よりも増加**している主な  
犯罪の防犯対策をご紹介します。

(平成25年1~9月末)

### 空き巣

213件(+19件)

- 窓…補助錠や防犯フィルムの活用を!  
ホームセンター等で販売されています。
- この人近所の人? 不審者? 分かりますか?  
近所の人と日頃から挨拶する等  
コミュニケーションを大切にしましょう!
- その他にも…防犯カメラやセンサーライト、  
防犯砂利も効果的です。



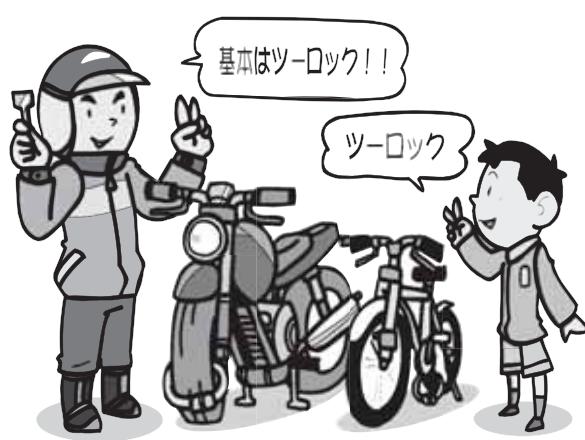
### 自転車盗

559件(+69件)

盗まれるのは、駅駐輪場や店舗だけではありません。  
自宅の車庫やアパート、マンションの駐輪場からの被害も多発しています。

#### 合言葉はツーロック！

2つの鍵をかけましょう。もちろん、自転車を盗むことは窃盗罪です。



### 犯人・不審者を目撃したら

110番通報、豊田署0565-35-0110へ!





豊田市役所市民税課

からの  
お知らせ

# 個人住民税は特別徴収（給与天引き）で！

## 個人住民税の特別徴収とは？

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員（納税義務者）に代わって納入していただく制度です。所得税の源泉徴収義務のある事業主は、地方税法及び市税条例の規定により、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収しなければなりません。

※事業所の都合（事務員の不足、手間がかかる等）や従業員本人の希望などの理由では特別徴収を拒むことはできません。

法律で定められています。



## 特別徴収の対象となる従業員は？

前年中（1月1日～12月31日）に給与の支払いを受けており、4月1日現在において引き続き給与の支払いを受けている全ての従業員（正社員・パート・アルバイト等は問わない）が特別徴収の対象となります。ただし、右の①～④のいずれかに該当する従業員については普通徴収とします。

- ①退職者又は退職予定者
- ②他の事業所で特別徴収している
- ③給与支払額が少なく、市民税・県民税が給与から引ききれない
- ④給与の支給が不定期

## 特別徴収を推進しています。

豊田市では、法令を遵守し納税の公平性を図るために、特別徴収義務者の要件に該当する事業主は、地方税法及び市税条例の規定により、特別徴収義務者として指定させていただきますので、御協力いただきますようお願いします。

# 給与支払報告書の提出は、エルタックスで！

## エルタックスとは？

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。豊田市では、平成24年度の給与支払報告書の約44%がエルタックスなど電子媒体により提出されています。



平成25年11月からは、全国すべての市区町村でエルタックスによる給与支払報告書の受付が可能になります。また、特別徴収事業所におかれましては、「市民税・県民税特別徴収税額決定書（事業所用のみ）」の内容をデータで提供することも可能になります。（希望される事業所のみ）

給与支払報告書の提出は、市区町村ごとの仕分けや郵送費用がかからない、簡単で便利なエルタックスをぜひ御利用ください。

## 税制改正について

国税における源泉徴収票の電子提出が義務付けとなる事業所については、平成26年1月以降に提出する給与支払報告書についても、エルタックス又は光ディスク等による提出が義務化されました。※電子提出の義務付けとなる事業所とは、前々年（平成25年分の場合は、平成23年分）に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が1,000枚以上ある事業所をいいます。

○上記に関するお問い合わせは、

豊田市役所市民税課まで

〈電話〉 0565-34-6617

8:30～17:15 土日祝日、年末年始を除く

○エルタックスの利用手続き、操作方法は、

エルタックス「ホームページ」へ

エルタックスの利用手続き、操作方法はエルタックスホームページに詳しく掲載されています。

<http://www.eltax.jp/>

# 「領収証」等に係る 印紙税の 非課税範囲が 拡大されました。

※平成26年4月1日以降に作成される領収書等に適用されます。

現在

3万円未満  
非課税

↓  
平成26年4月1日以降に  
作成された領収書等

5万円未満  
非課税

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

## 「金銭又は有価証券の 受取書」に係る 非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

## 「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

→ 平成26年4月1日以降に作成されるものに適用されます。

収入印紙あれこれ》

## 収入印紙を誤って貼ったときは?

印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼ってしまった場合や、印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等のように取引の相手方に交付する文書の場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を確認する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

### 還付の対象となるもの

- ①請負契約書や領収書などの課税文書に貼り付けた収入印紙が過大となっているもの
- ②委任契約書などの課税文書に該当しない文書を課税文書と誤認して収入印紙を貼り付けてしまったもの
- ③課税文書の用紙に収入印紙を貼り付けたものの、使用する見込みのなくなったもの  
契約書を作成した後にその契約が解除・取消されたものや、既に交付された領収書、手形などは還付の対象となりません。  
※高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。

## 消費税及び地方消費税の金額が区分記載された契約書等の記載金額は?

消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることによりその取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、「建物売買契約書」などの第1号文書「工事請負契約書」などの第2号文書、「領収証」などの第17号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。

### 分からぬときは

軽減措置の対象となる契約書に該当するかどうか、税額がいくらになるか、また、還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談センター)へお尋ねください。

**国税庁ホームページのタックス・アンサー(よくある質問)もご利用ください。**

国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー(よくある税の質問)もご利用ください。

【国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】

# 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

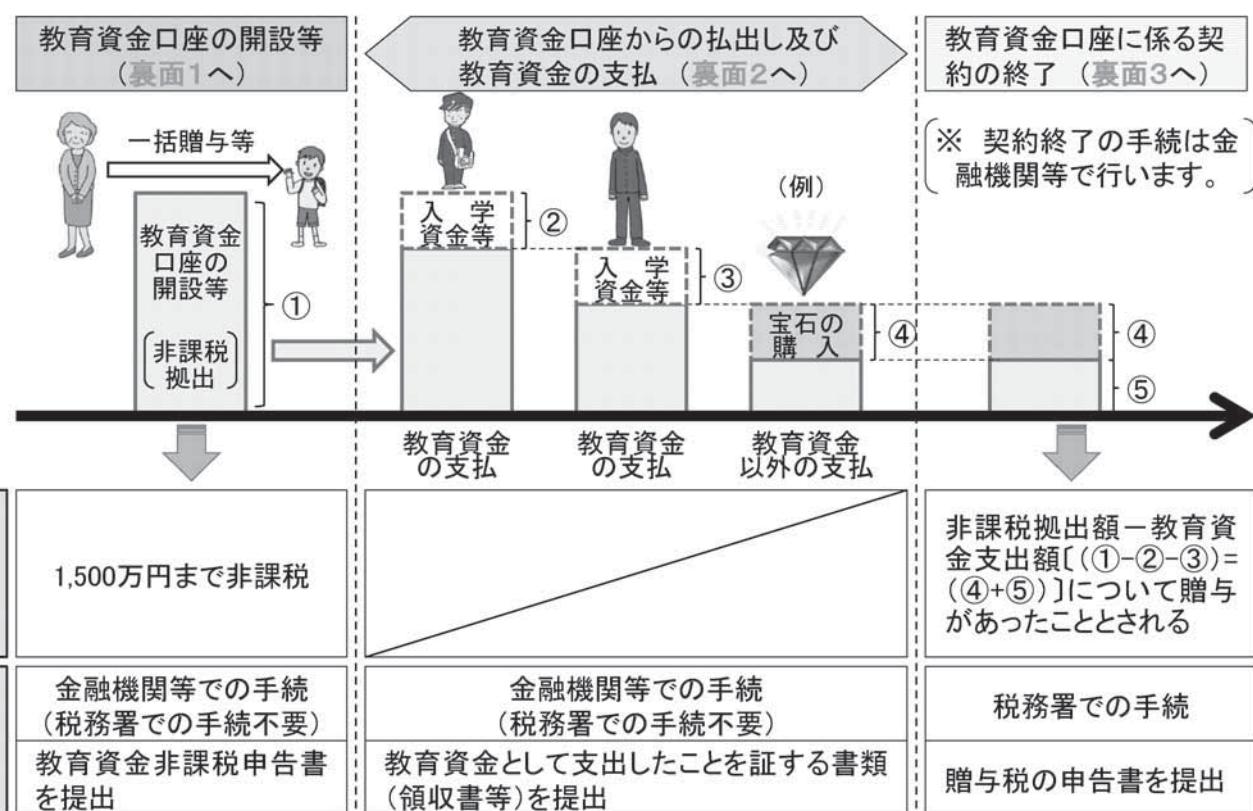
## 制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人(30歳未満の方に限ります。以下「受贈者」といいます。)が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属(祖父母など)から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合(以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」といいます。)には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額※1から教育資金支出額※2(学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。)を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

※1「非課税拠出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額(1,500万円を限度とします。)をいいます。

※2「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。



○国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】において、贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。なお、お分かりにならないございましたら、税務署にお尋ねください。

## 1.教育資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、教育資金非課税申告書をその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日(通常は教育資金口座の開設等の日となります。)までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません(教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされます。)。

なお、教育資金非課税申告書は、原則として、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません。

※金融機関等とは、信託会社(信託銀行)、銀行等、証券会社をいいます。教育資金口座の取扱いの有無については、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

## 2.教育資金口座からの払い出し 及び教育資金の支払い

教育資金口座からの払い出し及び教育資金の支払を行った場合には、その支払に充てた金銭に係る領収書などその支払の事実を証する書類等を、次の(1)又は(2)の提出期限までに教育資金口座の開設等をした金融機関等の営業所等に提出する必要があります。

- (1)教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金口座から払い出す方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合  
領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日
- (2) (1)以外の方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合  
領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

※上記(1)又は(2)の教育資金口座の払出方法の選択は、受贈者が教育資金口座の開設等の時に行います。詳しくは各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

※上記(2)を選択した場合には、その年中に払い出した金額の合計額が教育資金支出額(左記※2参照)の限度となります。

## 3.教育資金口座に係る 契約の終了

教育資金口座に係る契約は、次の(1)～(3)の事由に該当したときに終了します。

- (1)受贈者が30歳に達したこと
- (2)受贈者が死亡したこと
- (3)口座等の残高がゼロになり、かつ、教育資金口座に係る契約を終了させる合意があつたこと

上記(1)又は(3)の事由に該当したことにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から教育資金支出額(学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。)を控除した残額があるときは、その残額が受贈者の上記(1)又は(3)の事由に該当した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます((2)の事由に該当して教育資金口座に係る契約が終了した場合には、贈与税の課税価格に算入されるものはありません。)したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には贈与税の申告期限までに贈与税の申告を行う必要があります。

### 教育資金とは?

領収書等の提出が必要となりますのでご注意ください。(左記2参照)

- (1)学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。
  - ①入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
  - ②学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴つて必要な費用など

(注)「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等などをいいます。
- (2)学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるものをいいます。
  - イ 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの
  - ③教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
  - ④スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
  - ⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
  - ロ イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの
  - ⑥ ②に充てるための金銭であつて、学校等が必要と認めたもの

※教育資金及び学校等の範囲については、文部科学省高等教育部局学生・留学生課法規係へお尋ねください。なお、文部科学省ホームページ【[www.mext.go.jp](http://www.mext.go.jp)】にも教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。

# 行事予定|平成25年11月～平成26年2月

日 時			行 事 (会 議)	開催場所
11月	5 火	14:00	税務会計講座	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	5 火	15:00	稲武支部・税務研修会	稲武商工会館
	6 水	14:00	法人税セミナー(初級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	6 水	14:00	調査部所管法人税務研修会(豊田)	名鉄トヨタホテル
	6 水		七州支部・視察研修旅行	鈴鹿
	7 木	14:00	法人税セミナー(上級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	7 木		全国青年の集い 広島大会(～8日)	県立総合体育館、リーガロイヤルホテル広島
	7 木	13:30	女性部会・みよしブロック研修会	保田ヶ池センター
	10 日		みよし支部・研修視察旅行	静岡
	11 月	13:30	法人会活動研究会実行委員会	豊田商工会議所会館 2F 会議室206
	11 月	15:00	女性部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	13 水	15:00	納税表彰式	名鉄トヨタホテル
	14 木		下山支部・視察研修旅行	三重方面
	15 金		生活習慣病予防健診	豊田産業文化センター
	16 土		生活習慣病予防健診	豊田産業文化センター
	19 火	14:00	資産税セミナー	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	19 火	14:00	業種別(自動車部会)税務研修会	豊田産業文化センター 4F 大会議室
	20 水	14:00	広報委員会兼会報編集会議(第5回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	21 木	11:00	厚生委員会(第3回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	21 木	11:30	福利厚生制度推進連絡協議会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	26 火	14:00	女連協・情報交換会	ホテルキヤッスルプラザ
	27 水	14:30	青年部会・正副部長会議	豊田商工会議所会館 2F 多目的203
	27 水	16:00	青年部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 2F 多目的203
	29 金		高岡支部・研修会	<予定>豊田産業文化センター 45
12月	2 月	14:30	愛知県法人会運営研究会	ホテルキヤッスルプラザ
	3 火	14:00	県連・税制講演会	ウインクあいち
	4 水	14:00	組織委員会兼支部長会議(第4回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	4 水	15:00	正副支部長会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	5 木	10:40	豊田高専租税教室	豊田工業高等専門学校
	5 水		高岡支部・視察研修旅行	滋賀
	6 金		青年部会・視察研修旅行(～7日)	神戸
	6 金	18:00	上郷支部・税務研修会&支部講演会	上郷交流館ふれあいホール
	9 月	14:00	業種別(自動車部会)税務研修会	豊田商工会議所会館 2F 会議室201/2/3/4
	10 火	12:00	豊南支部・役員会	さくら亭
	12 木	11:00	女性部会・豊田南ブロック研修会	豊明方面
	17 火	16:00	女性部会・役員研修会	ホテルトヨタキヤッスル
	18 水		県連・法人会事務局役員研修	
	19 木	10:30	広報委員会兼会報編集会議(第6回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	19 木	12:00	広報委員会兼会報編集会議懇談会	豊田産業文化センター レストラン
1月	7 火	14:00	税務会計講座	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	8 水	14:00	法人税セミナー(初級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	9 木	14:00	法人税セミナー(上級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	10 金	14:00	総務委員会(第4回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	14 火	14:00	資産税セミナー	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	15 水	14:00	決算期別説明会(12・01・02月)	豊田商工会議所会館 2F 会議室204
	16 木	14:00	正副会長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	16 木	15:00	常任理事会(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	21 火	14:00	県連・理事会、理事・委員合同祝賀会	名古屋東急ホテル
	21 火	11:00	女性部会・新春講演会	ホテルトヨタキヤッスル
	23 木	16:00	理事会(第3回)	ホテルトヨタキヤッスル
	23 木	17:15	理事会・懇談会	ホテルトヨタキヤッスル
	24 金	14:00	県連・専務理事会議	大同生命ビル 2F 会議室
	29 水	15:00	青年部会・正副部長会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
2月	10 月	14:00	税務会計講座	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	12 水	12:00	県連・事業委員会	大同生命ビル 2F 会議室
	12 水	14:00	法人税セミナー(初級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	13 木	14:00	法人税セミナー(上級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	17 月	12:00	県連・厚生委員会	大同生命ビル 2F 会議室
	18 火	15:30	県連・調査部所管法人講演会	ウェスティンナゴヤキヤッスル
	21 金	12:00	県連・税制委員会	大同生命ビル 2F 会議室
	26 水	12:00	県連・広報委員会	大同生命ビル 2F 会議室
	28 金	12:00	県連・総務委員会	大同生命ビル 2F 会議室

## 新会員紹介 | 平成25年8月～10月

(株)テン・プランニング	豊田市小坂町	豊田中支部	(株)At work	豊田市御幸本町	豊南支部
(株)みずほ銀行豊田支店	豊田市西町	豊田中支部	KGホーム(株)	豊田市御幸本町	豊南支部
(有)カーライフ スタッフ	豊田市東梅坪町	豊田中支部	社労士事務所 PIERRE	豊田市中根町	高岡支部
(有)額田精密	豊田市栄町	豊田中支部	(税理士法人)タックス・トヨタ	豊田市若林東町	高岡支部
(有)OFJ	豊田市日之出町	豊田中支部	(株)あんぜん代行	豊田市千田町	足助支部
(株)エム商店	豊田市竹生町	豊田中支部	東豊工業(株) 番場工場	豊田市下山田代町	下山支部
(株)ディクトサービス	豊田市鍋田町	高橋松平支部	(有)デュオ	みよし市三好丘	みよし支部
(株)びなくる2	豊田市本地町	七州支部	(株)AZ(アズ)	みよし市三好町	みよし支部
宗教法人 稲葉山 観音寺	豊田市本地町	七州支部			

キリトリ

公益社団法人  
豊田法人会 宛

## 登記事項等異動連絡票

平成 年 月 日

会員名	異動日	平成 年 月 日
異動事項	変 更 前	変 更 後
所在 地	〒 —	〒 —
フリガナ 法 人 名		
フリガナ 代 表 名		
電話番号		
FAX No.		
資 本 金	万円	万円
業 種 目		
組織変更		
決 算 期	月期	月期
そ の 他		

※該当事項をご記入のうえ、豊田法人会事務局までご連絡願います。

(公社)豊田法人会 事務局／豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所会館 4F

TEL 0565-33-1314 FAX 0565-33-6230

受付

難攻不落

死亡保障  
高度障害保障  
傷害後遺障害保障  
傷害休業保障  
傷害医療費用保障  
入院保障  
手術保障  
放射線治療保障  
傷害通院保障  
疾病入院医療費用保障  
事業承継相談費用保障

経営者さまを取りはぐリスクは一つではありません。

多くのリスクに対応するためにはいくつもの保障が必要です。

重責を担う経営者さまを守る、

数々の安心を一つにまとめた総合保障をぜひお役立てください。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

法人会会員のみなさまに

## 経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険 + AIUのベーシック傷害保険)

法人会の経営者大型総合保障制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を



三河支社 豊田営業所/豊田市小坂本町1-5-10  
(矢作豊田ビル5F) TEL 0565-34-0200



名古屋支店/愛知県名古屋市中区錦2-4-15  
(ORE錦二丁目ビル11F) TEL 052-857-2020

- ◎この資料は平成25年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。  
◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。  
◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

[F-24-1051(平成25年3月5日)]